

[国税庁事業]
令和5年度 日本産酒類の海外販路開拓支援事業
英国・ロンドン「Imbibe Live 2023」
日本産酒類プロモーションブース出品のご案内

申込締切：2023年5月23日（火）17:00締切

国税庁では、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るべく、海外における日本産酒類の認知度向上及び販路の拡大に向けて取り組んでいます。

国税庁はワイン等の輸入卸や小売、レストランやバー関係者等のアルコール飲料関係者をターゲットに、英国・ロンドンで開催される国際酒類見本市「Imbibe Live2023」に出展し、商談、プロモーション、教育等を実施し販路開拓を目的とした日本酒プロモーションブース（以下、ジャパンパビリオン）を設置します。ぜひこの機会にご応募ください。

Imbibe Live 2023 概要

- 開催期間：2023年7月3日(月)～4日(火)
- 会場：Olympia London
- オフィシャルサイト：<https://live.imbibe.com/>
- 展示会主催者：Reed Exhibitions
- 募集対象品目：酒類全般、バースナック（おつまみ類）、バー関連用品等
- 想定来場者数：7,000 名以上

ジャパンパビリオン 概要

- 主催：国税庁
- コンセプト：[令和4年度国税庁海外市場調査](#)で提案した日本酒を中心とした各商品コンセプト※の実証を行うことで英国・ロンドンにおいて新規販路を開拓する。
※製造工程に拘った高級酒（生酒、熟成酒）、ベアリング、スパークリング、カクテル、飲み比べ、RTD、ショット型
- 出品者：国内酒類事業者（酒類製造者、商社、酒販等）10社
- 対象品目：日本酒を中心とした日本産酒類

ジャパンパビリオン参加募集要項

募集枠	概要	出品料
国内酒類事業者 10社	・1社あたり1小間（6～9㎡）を提供予定 ※間口、規模等については設計等の関係により変更となる場合があります。 ・現地販売代理店による代理出品も可能。 ・出品者の企業情報及び商品情報をジャパンパビリオンパンフレットに掲載。 ・通訳1小間あたり1名（希望者のみ無料手配）。	無料

※出品物の費用、輸送費、渡航費、現地滞在費、移動にかかる交通費等は出品者負担となります。

※応募状況に応じ、出品小間数を調整させていただく場合があります。

※詳細は以下「国税庁が提供するサービス」をご確認ください。

1. 費用負担の軽減

出品料、ブース装飾費、広報費、通訳については国税庁が負担。
出品者の皆様は、単独出品と比較し、出品費用などの経費を抑えることが可能。

2. 出品手続きを安心サポート

出品申込み手続きなど展示会への参加に伴う煩雑な手続きを国税庁海外展示会運営事務局(以下、本事務局)がサポートします。

3. ブース来場者の誘致

展示会来場者に対し、ジャパンパビリオンの周知を行います。また、当日の会場にて、海外バイヤーにジャパンパビリオンに関するパンフレット配布を行う等、プロモーション活動を行います。

ジャパンパビリオンへの出品条件

- 出品条件 -

1. 出品の目的が、海外販路拡大のため、海外企業との出品物の商取引を目的とした商談の実施が主な参加理由であること。
2. 令和3、4年度国税庁市場調査結果を理解し、当該調査で提案した各商品コンセプトに沿った日本酒を出品できること。また、申込書に記載する日本酒等の出品理由について、当該調査結果と紐づけて明確に記載すること。
3. 展示会期間中、出品物の商取引を目的とした海外企業との商談に対応できること。
また、展示会参加後も、自らが主体的に海外企業との商談や出品物の輸出に関与できること。展示会終了後も商談ができる社内体制（担当者の配置等）を有していること。会期中の全日程を通じて、出品者（現地代理店やパートナーを含む）が、商談担当者としてブースに1名以上常駐できること。
会期中途中で撤収しないこと。
※現地販売代理店による代理出品も可能ですが、日本から直接渡航する事業者を優先して出展いただきます。
4. 会期中は新型コロナウイルス感染対策のレギュレーション等を含め、展示会主催者及び本事務局からの指示に従うこと。
5. 申込時に企業・商品情報等について、日英併記の記載・提出が可能であること。
6. 商談成果の把握等のため、会期中及び展示会終了してから数か月後に実施するアンケートにご協力いただけること。
※アンケートは本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となります。
※代理出品者がブースをアテンドする場合、会期中に代理出品者にアンケートの記入をお願いしますので、代理出品者にアンケートの記入について協力をするよう予め通知ください。
7. 正確な情報提供の為、事前に開催される出品者説明会に可能な限り参加いただけること。
出品者説明会は、オンラインでの開催を予定しています。開催日等が決まり次第、別途ご連絡いたします。
8. 本案内書の内容、条件をご確認、ご了承いただくこと。
9. 展示会最終日の終了時刻以前に撤収しないこと。
10. 地方自治体・業界団体等が企業等を取りまとめて出品する場合には、上記に加え、以下の「複数者での参加条件」を満たしていること。なお、取りまとめ地方自治体・業界団体等を「代表出品者」、それ以外の企業等を「孫出品者」とします。全ての孫出品者においても、以下の「複数者での参加条件」を満たしていること。

- 複数者での出品条件 -

1. 全ての孫出品者が、上記「出品条件」を満たしていること。
2. 孫出品者については、選定審査の対象となり、一定の基準に満たない場合には出品できないことについてあらかじめ了承していること。
3. 1小間あたり孫出品者は2社までとしますが、業界団体者が取りまとめて出品を希望される場合、当事務局まで事前にお問い合わせください。
なお、募集小間数を上回る応募があった場合には、小間数の縮小に協力いただきますようお願いいたします。
4. ジャパンパビリオン主催者が提供する小間については、原則、孫出品者の出品スペースとしてのみ使用すること。
5. 本出品案内書等の内容（国税庁が提供するサービスや出品料等）について、孫出品者からあらかじめ了承を得ていること。
6. 孫出品者への事務連絡等（アンケートの取りまとめ含む）について、責任をもって行うこと。
（原則、本事務局から孫出品者への事務連絡等は行いません）。
7. 展示会参加期間中における、孫出品者に対する有料サービスの提供等、自社の営利活動については行わないこと。

ジャパンパビリオン出品に含まれるサービス（予定）

1. 出展料
2. 基礎小間の設営・装飾（基礎備品/1小間あたり（予定））
社名板(1)、鍵付き展示台（約w100cm x d50cm x h100cm）(1)、展示棚(1)、椅子(2)、商談用テーブル(1)、スポットライト(1)、電源 500W程度(1)、ゴミ箱※、吐きつぼ※、冷却用バケツ（アイスペール）※、試飲に必要な備品（グラス、冷却用水等）
※他出品者と共有でのご利用となる可能性もございます。
3. ジャパンパビリオン内にカクテルブースを設置（1カ所）し、バーテンダーを配置します。
※バーテンダーは出品酒を用いてカクテルを作り、カクテルブースで提供することが可能です。レシピを提供いただけましたら、可能な範囲で対応いたします。
4. 国税庁の「酒類輸出コーディネーター」による展示会の出展についてのアドバイス（例えば、出展する商品の売り込み方など）
5. 共有設備等の維持管理（一定量の電気代およびその工事費含む）
6. 通訳手配
希望者のみ出品者専属の通訳を手配します。通訳者は1社1名の手配となります。
※通訳業務のみの対応となり、アシスタント等の対応はできません。
7. 出品者パスの提供
※展示会主催者の規定により、出品者パスの発行枚数が制限される場合があります。
8. 来場者向けジャパンパビリオンパンフレット作成
9. 来場者へのジャパンパビリオンの周知
※サービスの提供は、1出品スペースのものとなります。
※展示会主催者の規定・締切等により上記の一部サービスを受けられない場合があります。
※社名版は、企業、団体・組織名とします。
（販売代理店名、自社ブランド名、キャッチフレーズ、ロゴ等の表示は不可）

ジャパンパビリオンで提供するサービスに含まれないもの

上記サービス以外に係る経費は、出品者負担となります。

1. 輸送に要する経費
 - ・ 輸送梱包及び展示会場までの通関、輸送関連経費
 - ・ 展示会終了後、出品物の処理（還送・転送等）に係わる通関・輸送関連経費
 - ・ 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料等
2. 追加備品等に要する経費
 - ・ 基本備品以外に出品者が個別に必要なとする設備や備品等の設置・借上、撤去等に要する経費（例：モニター、展示ケースなど）
3. 社員、代理出品者等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費、PCR検査費等）
4. 試食・試飲用酒類などの係る経費
5. 出品物及び自社の出品スペースに持ち込む出品者所有物に係る本展示会参加期間中の盗難保険料
6. 海外旅行保険及び賠償責任保険
7. その他、前項「国税庁が提供するサービス」に定める以外の経費
8. 輸送について
 - ・ 展示会場へ直接出品物等の輸送を希望される場合は、出品者確定後、展示会主催者のオフィシャルフォワード及び日本での提携先等をご紹介します。
各出品者がご自身で選定し、直接手続き、お取引いただくことも可能です。
その際に、必ず見積書入手されることをお勧めします。
また、既に輸送ルートをお持ちの場合は、当該業者をご利用いただいても構いません。
いずれの場合も、出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、出品者の責任において手配していただきますようお願いいたします。
 - ・ 本事務局が日本国内で出品物を取りまとめ、展示会場へ輸送することも可能です。
本事務局の輸送プログラムを利用する場合、指定日までに国内の指定場所に輸送ください。
※国内輸送費は出品者負担。
また、展示会場への海外輸送費（関税、通関に係る諸経費含む）につきましては、本事務局から各出品者様にご請求いたします。
 - ・ 現地の輸入規制、手続きまはしては、以下URLを参照ください。
参考URL <https://www.jetro.go.jp/world/>

I. 申込手順

別添の参加申込書に必要事項記載の上、添付資料と共に本事務局宛（sake-conso@nta.go.jp）にメールにてご提出ください。

※容量の都合で送付できないなどございましたら事務局へご連絡ください。

申込に関するお問い合わせは、本事務局までお願いします。

募集数を大幅に超える出品申込みがあった場合は、締切日前でも募集を締め切る場合があります。

お早めにお申し込みください。

II. 出品者の選定方法

出品者の選定にあたっては、審査を実施した上で、出品者を決定させていただきます。

なお、ジャパンパビリオン全体の基本的構成、出品スペースの位置は出品内容により国税庁にて決定させていただきます。

※基本的構成、出品スペースの位置に関する要望・変更等は承りませんので予めご了承ください。

- 審査項目 -

1. 令和3、4年度国税庁市場調査結果を理解し、当該調査で提案した各商品コンセプトに沿った日本酒等を出品できること
2. 日本国内並びに現地における法令遵守にかかる実績および姿勢は問題ないか
3. 酒類事業者自らが英国に渡航し、商談取引について判断できる担当者がブースに常駐できるか
4. 代理人による参加の場合、輸出パートナー又は相当する事業者との連携関係を有しているか
5. 出品者は日本で登記している酒類事業者か

※募集小間数を大幅に超える出品申込みがあった場合は、締切日前でも募集を締め切る場合があります。

※募集小間を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際にはご参加をお断りすることもございます。

※審査結果の内容等につきましては、回答致しませんので予めご了承ください。

※複数小間の申し込みをいただいた場合、出品小間数を調整させていただく場合があります。

※出品者決定のご連絡は5月末頃を予定しております。担当者宛にメールにてご案内します。

出品者説明会（オンライン）

出品に関する諸手続き、会場利用規則等についてご説明する為、5月中に出品者説明会を開催予定です。詳細は決まり次第本事務局よりご連絡します。

キャンセルポリシー

出品者説明会終了後、事務局よりジャパンパビリオンへの最終出品意思確認のご連絡を行います。事務局が指定した期日までに出品可否についてご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、出品意思確認後に事業者様の都合でキャンセルされた場合は、キャンセル時点で既に国税庁から主催者に支払った当該小間に紐づく諸経費（登録料等）について経費負担を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。

留意事項

- 参加申込書の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本事業へのご出品をお断りします。
- 出品募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースがあります点、ご注意ください。
- 本書に定めのない事項に関しては、国税庁がその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
- 出品物は国内法令及び現地法令に照らして適法に輸送してください。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。
- 出品スペースを転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 日本及び現地の通関に時間がかかる場合もある為、輸送期間については、十分ご留意願います。
- 参加申込書に記載した内容について変更がある場合は、書面にて本事務局宛てにご通知ください。なお、出品申込締切日を過ぎてから申込内容を変更される場合は、内容によっては変更に応じられないことがあります。
- 外国為替及び外国貿易法等の国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。（参考URL <http://www.meti.go.jp/policy/ampo>）

免責事項

- 天災、交通機関の乱れ、現地の政情、その他展示会主催者及び国税庁の責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合は、展示会主催者及び国税庁は参加申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害を展示会主催者及び国税庁が補填することは致しかねます。
- 展示会会期中およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、展示会主催者及び国税庁は一切の責任を負いかねます。
- 展示会主催者及び国税庁は、盗難、火災、会場内での事故、その他一切の原因を理由とする損害、損失、損傷についての責任を負いません。
- ジャパンパビリオンに地方自治体・業界団体等が代表出品者となり、複数者で出品する場合、その孫出品者の損害および不利益については、代表出品者が責任を負うものとします。また、孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、代表出品者の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
- ご提供いただいた個人情報は、事業実施の為、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 相応の理由なしに出品キャンセルされた場合や、アンケートにご協力いただけない場合には、今後国税庁が主催する事業の選定等において考慮されることとなります。

申込先・お問い合わせ先

国税庁 海外展示会運営事務局

担当：国税庁酒税課輸出促進室輸出促進第三係 中川、津村、板敷

E-mail：sake-conso@nta.go.jp

TEL：03-3581-4161（平日10:00～18:00） FAX: 03-3581-4162